

競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会（第2回会合）議事概要

平成26年9月26日
公正取引委員会

1 日時 平成26年9月10日（水） 10時00分～12時00分

2 場所 公正取引委員会大会議室

3 出席者

有村 治子 内閣府特命担当大臣

赤澤 亮正 内閣府副大臣

（研究会委員）

座長 岸井 大太郎 法政大学法学部教授

委員 青柳 由香 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授

上村 達男 早稲田大学法学部・大学院法務研究科教授

大山 泰 株式会社フジテレビジョン報道局専任局次長兼
経済部編集委員兼解説委員

国谷 史朗 大江橋法律事務所代表社員（弁護士）

白石 忠志 東京大学大学院法学政治学研究科教授

富山 和彦 株式会社経営共創基盤代表取締役CEO

（ヒアリング対象者）

鈴木 学 株式会社地域経済活性化支援機構常務取締役

田中 博敏 株式会社地域経済活性化支援機構専務執行役員企画
調整室長

西田 直樹 金融庁監督局審議官

石村 幸三 金融庁監督局総務課信用機構対応室長

（事務局）

公正取引委員会事務総局 松尾経済取引局長，杉山経済取引局総務課長，
片桐経済取引局調整課長

4 会議次第

（1）開会

（2）内閣府特命担当大臣挨拶

（3）内閣府副大臣挨拶

（4）株式会社地域経済活性化支援機構からのヒアリング

（5）金融庁からのヒアリング

（6）質疑応答

（7）閉会

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局調整課 電話 03-3581-5483（直通） ホームページ http://www.jftc.go.jp/
--------	--

5 議事概要

(1) 冒頭、有村内閣府特命担当大臣及び赤澤内閣府副大臣から挨拶があった。

(2) 株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）からのヒアリングについて、各委員から出された主な意見・質疑とそれに対するヒアリング対象者の発言の概要は次のとおり。

○ 今後、寡占市場下での大型支援案件が出てきた場合に、どのようなスキームで対応するのか、内部的に議論しているか。

→ 機構として、そのようなケースにおける支援スキームの考え方について議論又は文書化したものはない。私見ではあるが、大型案件の支援について行われた議論を踏まえ、御指摘等があれば真摯に受けとめる姿勢はある。

○ 大規模事業者に対する支援は例外と理解しているが、実務上の取扱いはどうなっているか。

→ 法律上、原則として、支援対象事業者から大規模事業者を除外したことで、大規模事業者に対する支援を行うことは難しくなっている。
具体的には、機構が大規模事業者に対する支援を行う場合は、主務大臣の認可が必要であり、機構単独で大規模事業者に対する支援を行うことはできない。

○ 機構の支援基準の中に「公正かつ自由な競争を阻害することがないようにするため」という文言が盛り込まれているが、この点につき、機構では、実務上どのように考慮しているか。

→ 機構の支援対象は基本的に中堅・中小企業であり、機構による支援が市場に与える影響は限定的であり、競争環境を歪めるおそれはほとんどなく、競争歪曲については主要な問題になったことはない。

(3) 金融庁からのヒアリングについて、各委員から出された主な意見・質疑とそれに対するヒアリング対象者の発言の概要は次のとおり。

○ システミックリスクのような問題が生じている段階では、既に重篤な市場の失敗が起こっていることを考えれば、潜在的なリスクを顕在化させないことは、本質的には競争歪曲という問題は生じないものであると考えるが、預金保険法第102条はどのように解釈するということか。

→ 預金保険法第102条のシステミックリスクについては、国会での法案審議の過程でも議論がなされた。102条については、個々の案件に対して金融危機対応会議において、弾力的な判断が可能な規定振りとなっている。国会の質疑においては、システミックリスクの例示として、金融機関が破綻等に至った場合に他の金融機関の連鎖的な破綻発生のおそれ、他の金融機関の資金繰りが逼迫するようなおそれ、大規模な資産圧縮等が生じるおそれがある場合において、我が国の金融システムや地域経済に悪影響を与えるような事態が挙げられている。

- 金融危機対応が取られた株式会社足利銀行（以下「足利銀行」という。）が、一時国有化中に、金利競争や地元企業への貸出競争等において地域の信用金庫や信用組合に比して著しく有利になるような行動を採ることはなかったか。
 - 一時国有化した足利銀行は、破綻による預金者、取引先の剥落や不良債権の処理などにより、受皿への譲渡時点では、破綻時と比較して、預金や貸出金の県内シェアは10%程度減少したと理解している。また、一時国有化中の足利銀行は、新経営陣の下、取引先数の復元を図ることを施策の大きな柱として取り組んだ。その結果として競争を歪めたということがあったとは考えていないし、新経営陣もその点に意を用いて取り組んで頂いたものと考えている。

- 金融庁では、金融機関の破綻処理を行う際に、市場の競争への影響について、具体的に何らかの形で考慮しているか。
 - 通常の金融機関の破綻処理における事業譲渡等に際して、銀行法の認可に係る審査基準の一つに「合併等が金融機関相互間の適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないものであること」が挙げられており、競争を阻害しないような環境を意識しつつ、監督や受皿選定を行っていた。

- 銀行等が担っている金融機能の維持と金融機関間における競争という点は分けて考える必要がある。金融機関間における競争に関して、公正取引委員会との関係が論点として出てくると思う。

- 金融機関間の競争に関し、公的支援を受けている金融機関が公的支援を受けている期間中にアグレッシブに他の金融機関の顧客を奪うということがあり得るが、足利銀行の経営陣はそのようにならぬよう配慮して経営していたということか。
 - 御指摘のとおり。そのような意識の下で、金融庁が指名した当時の経営陣も業務を行っていたし、金融庁も監督を行っていた。

- 経営陣のそのような慎重な態度を担保するための法的根拠はあるのか。
 - 業務の健全かつ適切な運営の確保という観点から銀行法にはあることから、業務運営が不適切ということになれば銀行法に照らして業務改善命令などを行うこともあり得る。

(4) 第3回会合においては、日本航空株式会社、全日本空輸株式会社及び株式会社足利銀行からヒアリングを行うことが了承された。

(5) 第3回会合は、9月25日（木）10時から開催する予定。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)